

日の出町介護老人福祉施設入所指針

1. 目的

本指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」第7条第2項及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第134条第2項並びに指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針（平成26年老高発1212第1号）により、透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所対象者

- (1) 入所対象となる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会において要介護状態区分が要介護3から要介護5の要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められるものとする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。
 - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3. 入所申込及び情報共有

- (1) 入所申込及び情報共有は、「介護老人福祉施設入所申込書兼調査書」及び「介護支援専門員意見書」を本人や家族等が直接各施設に行くことを原則とするが、申込者の負担軽減等の観点から、介護支援専門員・居宅介護支援事業者及び包括支援センター（以下、「介護支援専門員等」という。）は、本人又は家族等の委任を得てその代行を行うことができる。また、委任を受けた介護支援専門員等は、申込者とその家族等の状況を十分把握し、施設の情報

把握に必要な書類の調製やケアプランの作成・見直しを行うよう努めること。
(2) 要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設は町と情報の共有等を行わなければならない。また、施設は町に対して必要な情報共有等が行われると町が認めた場合であれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。

ア 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとすること。

イ この場合において、施設は、町に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たり適宜その意見を求めること。

ウ イの求めを受けた場合において、町は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

エ また、下記4.の入所を決定する際の手続きとして設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて町に意見を求めることできる。

4. 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る事務を行うために、合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、原則として、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等及び施設職員以外の識見者等（当該法人の評議員、地域の福祉関係者）で構成する。
- (3) 委員会は、施設長が招集し、開催するものとする。また、その開催頻度について定めるものとする。
- (4) 委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調製する。
- (5) 施設長は、委員会の審議内容の議事録等の資料について、2年間保存するものとする。
- (6) 施設は、町又は東京都から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。

5. 入所者の決定

- (1) 施設長は、委員会が調整した選考者名簿に基づき、入所者を決定する。
- (2) 施設は、入所者の決定を行う際に、次に掲げる個別の事情を勘案するこ

とができる。

- ア 申込者の居住地
- イ 性別（部屋単位の男女構成）
- ウ ベッドの特性（認知症専用床等）
- エ 地域特性（入所後の家族関係の維持等）
- オ 施設の専門性（ユニットケア等）
- カ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

6. 特別な事由による入所

施設は、次に掲げる事由に起因するときは、町に報告した上で、入所検討委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。

- ア 災害、事件、事故等により緊急に入所が必要と認められるとき。
- イ 町で措置した養護老人ホームの入所者が、緊急に特別養護老人ホームへの入所が必要となり、町からの要請があったとき。
- ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号に定める措置入所に係るとき。

7. その他の取扱い

（1）個人情報に関する守秘義務

施設職員及び入所検討委員会委員は、業務上知り得た入所希望者等に関する一切の個人情報を漏らしてはならない。

なお、その職を退いた後も同様とする。

（2）個人情報の取扱い

施設は、入所希望者又はその家族の同意に基づき、当該入所希望者が申込みをしている他施設に対し、入所に関する状況及び入所辞退理由について情報を提供できるものとする。

8. 説明責任

施設は、入所希望者又は申込者等から、入所の判定等に関する説明を求められたときは、適切に対応しなければならない。

9. 指針の見直し

本指針は、必要が生じたときは、随時、見直すことができる。

なお、見直しにあたっては、町及び施設で協議するものとする。

10. その他

本指針に定めがない事項でその取扱いに疑義が生じたときは、町及び入所
検討委員会が協議の上、決定するものとする。

1 1. 適用年月日

この指針は平成27年4月1日から施行する。